

## 事 業

- 現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的な内容は、それぞれの地域の実情に応じたものであり、多岐にわたっている。

(主な事業)

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
- ウ 民生児童委員や近隣住民などによる小地域での見守りネットワークづくり
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援
- カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者・障害者への生活支援サービス
- キ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)
- ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
- ケ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施
- コ 共同募金への協力

\* 詳細は資料7  
(全国社会福祉協議会)参照

- 介護保険制度導入後は介護保険事業の訪問介護事業を実施する市町村社協は73.5%(2006年調査)である。
- 1999年10月からは、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助、日常的金銭管理などの実施・相談窓口となり地域福祉のより一層の推進を図っている。
- 昨今では、全国ネットワークを活かした災害時の要援護者支援活動に実績。
- 厚生労働省では、これら事業を支援するため、全国社会福祉協議会の活動や都道府県・市町村社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業、地域福祉を推進するための先駆的な取り組みへの助成を通じて社会福祉協議会の活動推進を図っている。